

令和8年第2回矢掛町議会第1回定例会（第5号）

1. 会議招集日時 令和8年3月17日 午前9時30分

2. 会議の開閉 （開会） 午前 9時30分
（議事） 午前 9時30分
（閉会） 午前10時26分

3. 議員の出欠状況

議席 番号	氏 名	出欠等 の 別	議席 番号	氏 名	出欠等 の 別
1	土 井 俊 彦	出	2	昼 田 政 義	出
3	福 田 京 子	出	4	岸 野 榮 治	出
5	田 中 輝 夫	出	6	原 田 秀 史	出
7	小 塚 郁 夫	出	8	石 井 信 行	出
9	花 川 大 志	出	10	浅 野 毅	出
11	川 上 淳 司	出	12	土 田 正 雄	出

~~~~~

4. 説明のために出席した者の職氏名

|           |         |             |         |
|-----------|---------|-------------|---------|
| 町 長       | 山 岡 敦   | 副 町 長       | 山 縣 幸 洋 |
| 教 育 長     | 山 部 英 之 | 病 院 管 理 者   | 村 上 正 和 |
| 総務防災課長    | 稲 田 欽 也 | 企 画 課 長     | 平 井 勝 志 |
| 財 政 課 長   | 松 嶋 良 治 | 町 民 課 長     | 佐 藤 澄 江 |
| 税 務 課 長   | 守 屋 裕 文 | 健康推進課長      | 小 川 公 一 |
| こどもみらい課長  | 楠 木 貴 子 | 福祉介護課長      | 片 岡 崇   |
| 産業観光課長    | 池 田 敏 之 | 建 設 課 長     | 渡 邊 孝 一 |
| 上下水道課長    | 丹 下 裕 之 | 教 育 課 長     | 西 山 弘 之 |
| 会 計 管 理 者 | 松 嶋 良 治 | 建設課・教育課参事   | 黒 瀬 純 一 |
| 病 院 事 務 長 | 坪 田 芳 隆 | 介護老人保健施設事務長 | 小 出 優 子 |
| 総務防災課長代理  | 立 川 人 士 | 財 政 課 主 幹   | 小 出 健 司 |

5. 出席した事務局職員

議 会 事 務 局 長 妹 尾 一 正 書 記 高 槻 美 希

6. 議事日程

日程第1 委員長報告 議案第5号 非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正  
する条例制定について

- 議案第 6 号 矢掛町宇角地区活性化振興基金条例の一部を改正する条例  
制定について
- 議案第 7 号 矢掛町保育園条例及び矢掛町認定こども園条例の一部を改  
正する条例制定について
- 議案第 8 号 矢掛町保健センター条例の一部を改正する条例制定につい  
て
- 議案第 9 号 矢掛町介護保険条例の一部を改正する条例制定について
- 議案第 10 号 矢掛町火入れに関する条例制定について
- 議案第 11 号 矢掛町振興計画基本構想の策定について
- 議案第 12 号 矢掛町過疎地域持続的発展市町村計画の策定について
- 議案第 15 号 権利の放棄について
- 議案第 16 号 権利の放棄について
- 議案第 17 号 令和 7 年度矢掛町一般会計補正予算（第 8 号）について
- 議案第 18 号 令和 7 年度矢掛町水道事業会計補正予算（第 3 号）につい  
て
- 議案第 19 号 令和 7 年度矢掛町地域開発事業特別会計補正予算（第 2  
号）について
- 議案第 20 号 令和 8 年度矢掛町一般会計予算について
- 議案第 21 号 令和 8 年度矢掛町国民健康保険特別会計予算について
- 議案第 22 号 令和 8 年度矢掛町介護保険特別会計予算について
- 議案第 23 号 令和 8 年度矢掛町後期高齢者医療特別会計予算について
- 議案第 24 号 令和 8 年度矢掛町病院事業会計予算について
- 議案第 25 号 令和 8 年度矢掛町介護老人保健施設事業会計予算について
- 議案第 26 号 令和 8 年度矢掛町水道事業会計予算について
- 議案第 27 号 令和 8 年度矢掛町下水道事業会計予算について
- 議案第 28 号 令和 8 年度矢掛町地域開発事業特別会計予算について
- 議案第 29 号 令和 8 年度矢掛町各財産区特別会計予算について
- 請願第 1 号 子育て支援の充実に関する請願

~~~~~

午前9時30分 開議

○議長（浅野 毅君） 皆さん、おはようございます。今月7日の本会議に引き続き、御苦労さまです。
ただいまの出席議員は12名であります。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手許に配付のとおりであります。

~~~~~

- 日程第1 委員長報告 議案第5号 非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定について  
議案第6号 矢掛町宇角地区活性化振興基金条例の一部を改正する条例制定について  
議案第7号 矢掛町保育園条例及び矢掛町認定こども園条例の一部を改正する条例制定について  
議案第8号 矢掛町保健センター条例の一部を改正する条例制定について  
議案第9号 矢掛町介護保険条例の一部を改正する条例制定について  
議案第10号 矢掛町火入れに関する条例制定について  
議案第11号 矢掛町振興計画基本構想の策定について  
議案第12号 矢掛町過疎地域持続的発展市町村計画の策定について  
議案第15号 権利の放棄について  
議案第16号 権利の放棄について  
議案第17号 令和7年度矢掛町一般会計補正予算（第8号）について  
議案第18号 令和7年度矢掛町水道事業会計補正予算（第3号）について  
議案第19号 令和7年度矢掛町地域開発事業特別会計補正予算（第2号）について  
議案第20号 令和8年度矢掛町一般会計予算について  
議案第21号 令和8年度矢掛町国民健康保険特別会計予算について  
議案第22号 令和8年度矢掛町介護保険特別会計予算について  
議案第23号 令和8年度矢掛町後期高齢者医療特別会計予算について  
議案第24号 令和8年度矢掛町病院事業会計予算について  
議案第25号 令和8年度矢掛町介護老人保健施設事業会計予算について  
議案第26号 令和8年度矢掛町水道事業会計予算について  
議案第27号 令和8年度矢掛町下水道事業会計予算について  
議案第28号 令和8年度矢掛町地域開発事業特別会計予算について  
議案第29号 令和8年度矢掛町各財産区特別会計予算について  
請願第1号 子育て支援の充実に関する請願

○議長（浅野 毅君） 日程第1、議案第5号から議案第12号まで議案第15号から議案第29号まで及び請願第1号を一括議題とし、委員長報告を行います。

これらは、去る6日の本会議において審査をお願いした案件で委員会審査も終了しており、報告書も提出されておりますので、それぞれの常任委員長から審査の概要を報告していただきます。報告の順は、総務文教常任委員長、産業福祉常任委員長、予算決算常任委員長の順にお願いいたします。

それでは、まず、総務文教常任委員長、石井信行君をお願いします。石井君。

**○8番（石井信行君）** 3月6日の本会議において総務文教常任委員会に付託されました議案第5号、非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定について、副町長、関係職員の同席の下、審査を行いました。その概要を報告いたします。

質問がありました「立会人の拘束時間に対し、報酬の額が見合っているのか。最低賃金との兼ね合いはどうなっているのか。」それから、「矢掛町の条例であり、町で決定するもの、報酬が下がる職については据え置きで良かったのではないか。」というお尋ねもありました。それから、「条例がもし、ここで否決された場合、国の基準と報酬額に差が発生するが、国庫あるいは県費による執行経費が不足する分を町費で補填するようになるのか。」というお尋ねがありました。

それについて、「最低賃金はクリアしている。選挙制度は全国一律になされるものであるから、報酬についても国の基準に合わせるもの。」それから「報酬は、報酬であり勤務に対する賃金ではないため、最低賃金とはリンクしていない。」っていう答弁でした。

それから、町で決定するものだから下がっているものは、その据え置きでいいんじゃないかということに対しては、「国の基準に準じている。」と「状況が変わっていることも考慮した上で、今の時点では国の基準が適正と考え、国の基準に合わせることにした。」という答弁でした。

それから最後のこの差額については、「町としては町条例に定められた額で実施するほかなく、総額の範囲内で調整することになる。」という答弁でした。

以上で質疑を終わり、討論は無く、簡易採決の結果、全会一致で決しました。

以上が審査の概要ですが、補足があれば他の委員から補足をお願いして、総務文教常任委員会の委員長報告を終わります。

**○議長（浅野 毅君）** 続いて、産業福祉常任委員長、田中輝夫君をお願いします。田中君。

**○5番（田中輝夫君）** それでは、産業福祉常任委員会委員長報告を行います。

去る3月6日の本会議において産業福祉常任委員会に付託を受けました本町条例の一部を改正する条例制定の議案3件及び条例制定議案1件と請願1件について、3月9日に付託議案審査のため、産業福祉常任委員会を開催し、全委員出席のもと副町長、関係職員の説明を聴取しながら慎重に審査いたしました。個別の質疑応答内容につきましては会議録を御覧いただくこととして、概要と結果につきまして御報告をいたします。

議案第7号、矢掛町保育園条例及び矢掛町認定こども園条例の一部を改正する条例制定について、「こども誰でも通園制度の実施に伴う改正であるが、利用可能時間等減免額の根拠は。」の質疑に「利用可能時間の上限や減免額も国から示されている基準にならっている。」

「自治体によっては、昼の時間帯は受け入れないなど運用するところもあると聞くが。」の質疑に「実施時間や実施時間は園や自治体で決定することになっている。本町としては門戸を広く設定し、利用したい時間帯を選ぶことができるようにしている。」

「希望する園の利用は可能か。また、利用者はどのくらいの人数を想定しているか。」の質疑に「本町では定員に対し、余裕がある場合に受け入れる余裕型のタイプで実施するため、定員の空きがあれば

可能。利用希望者については来年度、保育園こども園利用希望者は全て受け入れ可能であり、町内在住の子どもの利用はほとんどいないと考えている。町外からの里帰り出産への対応が主体になると想定している。」

「昼食代は徴収するのか。」との質疑に「県内井笠管内の動向としては、ほとんどの自治体が昼食代を徴収する。本町としては、3歳から5歳児の保育園、こども園利用と同額の240円を徴収する予定である。」

「通園制度を利用する子どもと保育園・こども園園児は同じ部屋で保育するのか。」の質疑に「同じ部屋で保育する。」

「保護者との面談が規定されているが、理由は何か。」の質疑に「通園制度の事業目的に孤立保護者への支援や子育てに関する悩みの解消も含まれている。子どもの特性についても聞き取り、利用が終わった後も子育てに関する困りごと感について共有できるようにする。」など、質疑応答を行いました。

討論は無く、審査の結果、全会一致で賛成し、原案を了といたしました。

議案第8号、矢掛町保健センター条例の一部を改正する条例制定について、一部改正となった経緯の質疑に「利用団体からの要望を受けて改正する。他の調理施設が使用できる場合は、当該施設の使用はできないという要件を削除するもの。前身である健康管理センターからある条件であり、引き継いでいたものを除くもの。」

「利用者の町内外の割合の割合は。」の質疑に「健康サポートルームを使用する一部の方を除き、ほとんど町内の方。」などの質疑応答を行いました。

討論は無く、審査の結果、全会一致で賛成し、原案を了といたしました。

議案第9号、高矢掛町介護保険条例の一部を改正する条例制定について、「令和8年度に限った規定なのか。」の質疑に「介護保険料は3年ごとで決定するので、令和6年から8年度の保険料を決定して事業計画をしている。このたびの給与所得控除額の見直しにより徴収する保険料が大きく変わってしまうと計画相当とならないため、令和8年度に限って国が特例を設けるもの。」など、質疑応答がありました。

討論は無く、審査の結果、全会一致で賛成し、原案を了といたしました。

議案第10号、矢掛町火入れに関する条例制定について、「東北などの大火災を受けての条例制定だと推察するが、矢掛町で該当する範囲は。」の質疑に「森林の外周から1キロメートルが対象となるため、町内はほとんどが該当する。造林のための地ごしらえ、開墾準備、害虫駆除、焼畑のために、面積に比例を行う場合に申請が必要となる。禁止するものではなく、許可が必要となったもの。具体的な例としては、田んぼ一面を焼くなどが該当する。」

届出だけでなく人の配置や消火用の水の準備など条件が厳しいが、担当課の見解の質疑に「国の基準に準拠している。」

無許可のまま実施した場合はどうなるかの質疑に「町条例に罰則規定はない。森林法に抵触すれば罰則がある。」など質疑応答がありました。

討論は無く、審査の結果全会一致で賛成し、原案を了といたしました。

請願第1号、子育て支援の充実に関する請願について、請願の紹介議員が、保護者が安心して働くことができる環境整備を行うことが子育て世帯にとって重要であると感じていることなど休日保育の広域利用制度設計に対する更なる働き掛けの実施の説明をした。

次に、岡山県南西部子育て環境充実の会の代表川原林郁美氏が、休日勤務の増加や核家族などで祖父母の支援が受けられない家庭があり、子育てと仕事の両立が可能な地域づくりや定住促進に必要なインフラとなるなど請願の趣旨を説明した。

その後、委員から他の市町で整備された施設を利用することについての考え、休日保育を行っている施設の公立私立の別、実施している園での休日保育の利用状況、本町でのニーズの把握状況、他の市町の執行部局への働き掛けの有無など質疑応答を行いました。

請願者が退出した後の討論では、「制度があれば保護者にとってプラスであるが、必要だという声を聞いていないことを考えると今は取り組むのは難しい。」「現在、休日保育を利用している子どもはいないし、町内に利用希望者がどれだけいるかわからないのが現状。もう少し調査をしながら取り組むのがよい。」「執行部への働き掛けもあるようだし、前向きに考えてもよい。」などの討論がありました。

審査の結果、本請願を採択することに賛成の議員の起立を求めると起立少数で採択といたしました。

以上が、産業福祉常任委員会に付された案件の審査結果であります。

不足の点がありましたら、他の委員の補足をお願いいたしまして、産業福祉常任委員会の委員長報告とさせていただきます。

**○議長（浅野 毅君）** 続きまして、予算決算常任委員長、原田秀史君お願いいたします。原田君。

**○6番（原田秀史君）** それでは、予算決算常任委員会委員長報告を行います。

去る3月6日の本会議におきまして、本委員会に付託を受けました18議案につきまして、3月10日から3月13日までの4日間において予算決算常任委員会を開催し、全委員出席の下、町長、副町長、教育長のほか関係職員から説明を聴取しながら慎重に審査を行いました。

質疑応答の詳細は会議録を御覧いただくとしたしまして、その審査概要と結果について御報告いたします。

まず、議案第6号、矢掛町宇角地区活性化振興基金条例の一部を改正する条例制定についての審査では、関係地域の範囲及び旧牧場用地から生じる収入について質疑がありましたが、討論は無く、審査の結果、全会一致で原案を了といたしました。

次に、議案第11号、矢掛町振興計画基本構想の策定についての審査では、地域計画が活かされていない現状についての見解及び国の農地集約に関する方針変更に対する各計画への対応、目標・指標の記載がない中でのKPIの設定、第7次計画のロゴマークの活用方法、やかげ愛カリキュラムの概観等についての質疑応答がありましたが、討論は無く、審査の結果、全会一致で原案を了といたしました。

次に、議案第12号、矢掛町過疎地域持続的発展市町村計画の策定についての審査では、耕地1ヘクタール当たりの農道延長の変化の理由、振興計画と比較し、詳細に記載した判断理由について質疑応答がありましたが、討論は無く、審査の結果、全会一致で原案を了といたしました。

次に、議案第15号、権利の放棄についての審査では、相続人の有無について質疑応答がありましたが、討論は無く、審査の結果、全会一致で原案を了といたしました。

次に、議案第16号、権利の放棄についての審査では、質疑・討論は無く、審査の結果、全会一致で原案を了といたしました。

次に、議案第17号、令和7年度矢掛町一般会計補正予算（第8号）についての審査では、総務費等ガバメントクラウド利用料の減額理由及び市町村負担になった時期、教育費情報教育備品購入費減額の経緯、消防費団員訓練費補助金の概略について質疑応答がありましたが、討論は無く、審査の結果、全会

一致で原案を了といたしました。

次に、議案第 18 号、令和 7 年度矢掛町水道事業会計補正予算（第 3 号）についての審査では、質疑・討論は無く、審査の結果、全会一致で原案を了といたしました。

次に、議案第 19 号、令和 7 年度矢掛町地域開発事業特別会計補正予算（第 2 号）についての審査では、質疑・討論は無く、審査の結果、全会一致で原案を了といたしました。

次に、議案第 20 号、令和 8 年度矢掛町一般会計予算についての審査につきましては、初めに所管課ごとの審査概要及び審査結果、その後、議案に対しての審査結果を御報告いたします。

まず、税務課所管の審査では、町税の前年度比減額の根拠、職員配置、滞納分の固定資産税の回収見込み、固定資産税評価替えの委託料の概要等について質疑応答がありましたが、討論は無く、審査の結果、全会一致で原案を了といたしました。

次に、町民課の審査では、防犯カメラの設置数及び設置の経緯、スマートエネルギー導入補助金の補助対象、公会堂等集会施設備品整備事業補助金の上限額等について質疑応答がありましたが、討論は無く、審査の結果、原案を全会一致で了といたしました。

次に、教育課所管の審査では、本陣マラソン大会の規模拡大、矢掛町・金武町小学生交流事業費の妥当性、毎戸遺跡発掘調査事業の次年度以降の調査概要及び今後の展望、修学旅行に関し、保護者説明会の内容との整合性の見解、小学校適正規模・適正配置事業における検討委員の構成等について質疑応答がありましたが、討論は無く、審査の結果、全会一致で原案を了といたしました。

次に、総務防災課所管の審査では、人事システム・情報システム標準化におけるセキュリティについて質疑応答がありましたが、討論は無く、審査の結果、全会一致で原案を了といたしました。

次に、企画課所管の審査では、金武町交流助成金を受けるための要件、地域おこし協力隊の定住状況及び活動費減額の理由、井原鉄道基盤整備維持費補助金の使途、空き家対策における民間活用、西安市交流活動事業の概略等について質疑応答がありましたが、討論は無く、審査の結果、全会一致で原案を了といたしました。

次に、議会事務局所管の審査では、質疑・討論は無く、審査の結果、全会一致で原案を了といたしました。

次に、福祉介護課所管の審査では、重層的支援体制整備事業における相談窓口の周知及び体制、また委託料の内容、買物弱者事業の実施内容の変更点、救護施設予算の減額理由等について質疑応答がありましたが、討論は無く、審査の結果、全会一致で原案を了といたしました。

次に、健康推進課所管の審査では、後期高齢者健診事業の対象者の特性分析、フレイル対策において情報共有について矢掛病院との連携、健康ポイント事業の運用方針、歯周病疾患検診事業における対象年齢引下げの経緯、予防接種などの個人負担額の根拠及び負担額減額の見解について質疑応答がありましたが、討論は無く、審査の結果、全会一致で原案を了といたしました。

次に、こどもみらい課所管の審査では、放課後児童クラブの民間事業者への運営移行状況、キッズフェスティバルにおける運営スタッフのユニフォーム作成、こども誰でも通園制度における運営経費、少子化対策事業の具体的な内容等について質疑応答がありましたが、討論は無く、審査の結果、全会一致で原案を了といたしました。

次に、建設課所管では、鬼ヶ岳ダム施設改修事業の内容、農道宇内美星線の整備完了時期についての質疑応答がありましたが、討論は無く、審査の結果、全会一致で原案を了といたしました。

次に、産業観光課所管の審査では、指定管理事業者作成の事業計画・収支計画への町の対応、農業ビジョン改定に関する見解、干し柿生産者の担い手不足解消のための観光振興事業との連携、有害鳥獣防護柵設置の申請状況及び防護柵改修経費の補助、アウトドアヴィレッジやかげの委託先の想定、またデジタル化事業の予算措置について質疑応答があり、その後の討論では、「かわまちづくり事業は、指定管理業者でなく町が主体となって事業を進めるべきであり、事業計画や収支計画などを早急に確認して町が指導すべきと考える。進め方について納得ができない。」との反対討論があり、審査の結果、賛成多数で原案を了といたしました。

各所管課予算を慎重に審査した結果、議案第 20 号、令和 8 年度矢掛町一般会計については、賛成多数で原案を了といたしました。

次に、議案第 21 号、矢掛町国民健康保険特別会計予算についての審査では、子ども・子育て支援納付金分納付金の使途、制度対応システム改修による保険料の徴収方法の変更について質疑応答がありましたが、討論は無く、審査の結果、全会一致で原案を了といたしました。

次に、議案第 22 号、令和 8 年度矢掛町介護保険特別会計予算については、歳入歳出予算の前年度比増減の根拠、高齢者健康福祉計画・介護保険事業計画の委託料にパブリックコメントに関する経費の有無、介護訪問ボランティア事業においての利用者の推移及び人員体制について質疑応答がありましたが、討論は無く、審査の結果、全会一致で原案を了といたしました。

次に、議案第 23 号、令和 8 年度矢掛町後期高齢者医療特別会計予算については、質疑・討論は無く、審査の結果、全会一致で原案を了といたしました。

次に、議案第 24 号、令和 8 年度矢掛町病院事業会計予算についての審査では、財政運営に係る見解、院内環境整備の内容、電子処方箋等の導入効果、患者への対応について質疑応答がありましたが、討論は無く、審査の結果、全会一致で原案を了といたしました。

次に、議案第 25 号、令和 8 年度矢掛町介護老人保健施設事業会計予算についての審査では、収入が限定される中での施設運営についての見解及び固定資産を購入することによる効果について質疑応答がありましたが、討論は無く、審査の結果、全会一致で原案を了といたしました。

次に、議案第 26 号、令和 8 年度矢掛町水道事業会計予算についての審査では、中央配水池の築造を 2 基にした理由、今後の財政運営について質疑応答がありましたが、討論は無く、全会一致で原案を了といたしました。

次に、議案第 27 号、令和 8 年度矢掛町下水道事業会計予算についての審査では、汚泥の処理方法、企業会計としての運営についての見解について質疑応答がありましたが、討論は無く、審査の結果、全会一致で原案を了といたしました。

次に、議案第 28 号、令和 8 年度矢掛町地域開発事業特別会計予算についての審査では、質疑・討論は無く、審査の結果、全会一致で原案を了といたしました。

次に、議案第 29 号、令和 8 年度矢掛町各財産区特別会計予算についての審査では、質疑・討論は無く、審査の結果、全会一致で原案を了といたしました。

以上が、予算決算常任委員会に付託されました案件の審査の結果であります。

審査内容に不足の点がありましたら、他の委員の補足をお願いいたしまして、予算決算常任委員会の委員長報告といたします。

**○議長（浅野 毅君）** それぞれ委員長から付託案件の審査報告がありました。それでは、委員長報

告に対する質疑を行います。御質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

**○議長（浅野 毅君）** 質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。8番石井君。

**○8番（石井信行君）** 議案第20号、令和8年度矢掛町一般会計予算に対する反対討論を行います。

議案第20号、令和8年度一般会計当初予算は、子育て、教育、医療、介護、福祉だけを見ても新規を含めたきめ細かな予算配分がなされています。この部分には賛成します。

一点、かわまちづくり事業の指定管理者委託料3,200万円に関する問題点を指摘せざるを得ません。1つ目の理由は、矢掛町公の施設に係る指定手続き等に関する条例第2条、これには事業計画書、収支計画書を提出することが定められています。この両方がないままですから、条例違反は明らかです。しかも、収支計画書は内容に不備な点が多く、誰が書いたのかと今3月定例議会の予算決算常任委員会で私が尋ねましたところ、矢掛町つまり産業観光課が書いたというお答えでした。

選考委員会で指定管理者候補として選ばれる段階でも、事業計画書収支計画書ともに出されていない。事業計画書を今3月定例議会にさえ出されていません。なぜ選考委員会でこの業者が選ばれたのか。初めから候補者が決まっていたのではないかと疑わざるを得ません。

2つ目の理由は、町が作ったという収支計画書の内容です。計画書、事業計画がないのに収支計画がある。もう既に矛盾があるんですが、その内容を見ると、収支の欄の施設等利用料に1自転車レンタル収入金額は年間24万円の収入がある。この自転車で自転車レンタルの貸出し料金は1時間当たり1,000円ですから、24万円の計算でいけば240時間分の収入です。12か月で終わると、1か月に20台、1日平均1台にもなりません。

それから2つ目、カヤックとサップ貸出し料は年間3万円の収入となっています。カヤックもサップも一式5,000円の貸出し料ですから年間6台のカヤックかサップを貸し出すだけという計画です。

予算決算常任委員会でこの点を正すとインストラクターが就くからという事でしたが、インストラクターが就いたらいくら料金になるのかということもわかりません。ですから、無料でということになるのか疑問です。

3つ目、オートキャンプ場は年間730万円の収入、お金が入ることになっています。1施設の使用料は1万円、1人当たり1,000円の利用料、この1人当たりの1,000円の利用料を除いて1施設の使用料1万円だけで計算しても730件の年間利用回数になります。月に60件、1日2件の利用回数になります。

こんな少ないはずはないと思いますが、4つ目クライミングピナクル、年間80万円の収入でということになっています。1回の利用料は、利用料金は2,000円ですから、年間400件の利用開始ということになります。12で割ると、1か月当たり33.3件という結果計算です。1日1.1件です。これももうまともな数字だとも思いません。

入居料を見ると、条例によれば、700万円掛ける面積掛ける12か月分というふうに定められていますから、JAの178.14平方メートルをかけると、149万6,376円になるはずですが、この収支計画書には64万1,400円と書かれています。モンベルの直営店907.08平方メートル、床面積700メートル、700円掛けるこの平方メートル掛ける12倍すると761万9,472円になります。条例で定めて使用料金1平米、月当たり700円をはるかに安い金額で計上されています。

支出の面でも、保守委託料、受水槽・浄化槽点検133万円と書かれています。キャンピングカーは

上下水道がつながっており、浄化槽はないはずです。このことを予算決算常任委員会でお尋ねしたところ、ウェットスーツを洗うので浄化槽が必要だという説明がありましたが、しかしそんなことはどこにも書かれていません。

それから本部経費は520万円となっていますが、人件費は別項目で1,783万円と出ていますから本部経費は一体何に使われるのか。全く不明です。

3つ目、水道光熱費、電気550万円となっています。保守委託料の太陽光発電設備点検55万円との整合性つまり、太陽光発電で電力を賄う仕組みになっているはずなのに、売電との関係が分からず電気代が年間550万円も掛かる。収支計画には全く整合性がないと言わざるを得ません。

収支計画の内容のいくつかに触れましたが、あまりにも杜撰な数字が並んでいると言わざるを得ません。

3つ目の反対理由は、議会のチェック機能の問題です。議会は行政のチェック機能を果たさなければなりません。議会は何をしているんだっていう声に応じて、最低限でも条例の規定に従って事業計画と収支計画書を提出をさせる。年間3,200万円、5年間で1億6,000万円の指定管理料を払う根拠を議会に示してもらい、町民に納得してもらおうという形を取らなければ、矢掛屋の指定管理10年の教訓が生きていないことになってしまうのではないかと。

筋が通らないので、ぜひとも臨時議会を開いても指定管理料の部分を修正し直して事業を町民みんなが納得した上で進めるよう提案もして、反対討論といたします。よろしくお願いいたします。

**○議長（浅野 毅君）** それでは、ほかに議案第20号に対する討論はありませんか。原田君。

**○6番（原田秀史君）** 議案第20号、令和8年度矢掛町一般会計予算についてに賛成の立場から討論を行います。

この案件につきましては、歳出面では長年の懸案でありました老朽化した町営住宅を更新する新町営住宅整備事業。喫緊の課題であります各小学校へのウォータークーラーの設置を可能にする小学校熱中症対策事業。交流人口の増加が図られ、ますます町の活性化が見込まれるアウトドアヴィレッジやかげの適正な管理を図るための指定管理施設管理事業などの新規事業を始め、人口減少社会をにらんでの少子化対策、高齢化対策、健康対策や社会福祉事業に必要な経費を計上するなど住民生活に密着した事業を執行するための予算であり、安心して住み続けたいまちづくりを推進するために必要な予算であると思います。

また、歳入面につきましても昨年度と同様に国県補助金、その補助裏には交付税措置のある過疎債の有効な活用やふるさと納税寄附金を効果的に活用した予算であると思います。

こうしたことを評価するとともに、委員長の立場といたしまして11名のうち10名が賛成した予算決算常任委員会での審査結果を踏まえた上で、議案第20号に賛成をいたします。

以上です。

**○議長（浅野 毅君）** はい。ほかに議案第20号に対する討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

**○議長（浅野 毅君）** ありませんですね。はい。

それでは、他の議案に対する討論はありませんか。20号以外の。3番福田君。

**○3番（福田京子君）** 3番福田でございます。委員会の採決に反対の立場です。請願子育て支援の充実に関する請願に賛成の立場で、討論をいたします。

現状の日本では、共働きが当たり前になってきております。現在 60 歳代以上の人にとっては、結婚すれば退職して専業主婦になる。それは何の不思議もないことではございました。ところが、近年では働き続けることは当たり前になりつつあります。また、働かなくてはならないような世の中になってきております。

これから先、世の中の変化を考えれば、多様化はますます進むであろうと推測できます。職業の多様化もますます進むであろうと思われ、働き方改革が進むのは望ましいことではありますが、そうした中では休みの取り方の多様化も考えられます。公務員を始めとする土日祝がお休みである形態の人ばかりではなくなることも想定しなければならないと思われれます。

そうした社会背景の下、この共働きの実態を見ると、子育て中の母親は、特にパートタイムという勤務形態が多いです。その形態で働くことを望んでいるという場合よりは、時間的な融通がつかないなど条件が折り合わない、そういった事情から、心ならずも最初から正社員が働くことを諦めざるを得ない場合も相当数あると聞いております。

そうした事情は、まずはサービス業、医療介護職とか小売業とか飲食業とか、そうした生きている人間を相手にするサービス業は、今後もそういう割合は増えてくると思われます。

一人親家庭の場合はより深刻であろうと考えられます。

この請願は、そうした時のあらかじめのセーフティーネットの一つとして、安心して働くことのできる環境整備の一つとして、休日保育の公益利用制度設計に対する更なる働き掛けの実施を請願するものであります。

単町では実施しにくいものを広域で手をつなぐことによって実現を可能にする働き掛けの請願であります。こうした環境整備を他自治体に先んじて、早いとは言えませんが、考えることは必然になってくるであろうと考えられます。これは、子育て世代にとっては大きな魅力にもなり得、若い世代の移住の引き金の一つにもなり得ると考えます。住み続けたいまちにふさわしい施策の一つとなる、そう考えます。現在実施されている広域での保育園に通園することを支援する、そのことに加えて休日保育の広域利用制度設計にも同様の支援の姿勢を、将来を見越して今後の方向性をぜひ示してほしいと考えます。

よって、この請願に賛成です。

**〇議長（浅野 毅君）** ほかに請願第 1 号に対する…田中君。

**〇5 番（田中輝夫君）** 請願第 1 号、子育て支援の充実に関する請願に不採択の立場で討論します。

請願は、休日保育の広域利用制度設計の更なる働き掛けの実施であり、休日勤務の増加や核家族で祖父母の支援を受けられない、一人親家庭の預け先がないなどの理由で、この趣旨は理解できますが、町内の児童で休日保育を利用した児童は、現在いません。

また、この請願を県南西部の市町村で採択していないのは本町だけであるというふうにも聞いておりますが、利用者や利用希望は地域によって大変大きな格差があります。

以前、休日保育を実施していた自治体も中止にしたところがあり、現在実施しているのは、笠岡市内の私立保育園が輪番制で実施されています。笠岡市以外の希望者でもそこへ行けば利用は可能です。

休日保育は、1 点目、不安定な利用者数ということで、利用者数が日によって大きく変動するため一定の保育士 2 名以上を配慮しなければならない中で、安定した運営が見込めない。

2 点目、保育士の確保。そもそも平日の保育士確保すら困難な中で、休日のシフトを組むことは、現

場に大きな負担を強いることになります。

よって、休日保育は保護者の就労支援においては大切なインフラですが、同時に保育士の負担軽減と待遇改善が鍵であり、保育体制の充実改善が必要と考えるので、現時点では不採択と判断した委員会の結果を支持します。

**○議長（浅野 毅君）** はい。他に討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（浅野 毅君）** では、討論を終結いたします。

これより採決を行います。議案第20号及び請願第1号については、討論がありましたので、討論のなかった案件からそれぞれ分離して、採決を行います。

お諮りいたします。まず、討論のなかった議案第5号から議案第10号までの条例の制定及び一部改正案件6件、議案第11号の振興計画基本構想策定案件1件、議案第12号の過疎地域持続的発展市町村計画の策定案件1件、議案第15号及び議案第16号の権利の放棄案件2件、議案第17号から議案第19号の補正予算案件3件、議案第21号から議案第29号までの当初予算案件9件を合わせた計22件について、委員長報告は、これを可とするものでありましたので、それぞれ委員長報告のとおり決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（浅野 毅君）** 異議なしと認めます。

よって、議案第5号、非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定について、議案第6号、矢掛町宇角地区活性化振興基金条例の一部を改正する条例制定について、議案第7号、矢掛町保育園条例及び矢掛町認定こども園条例の一部を改正する条例制定について、議案第8号、矢掛町保健センター条例の一部を改正する条例制定について、議案第9号、矢掛町介護保険条例の一部を改正する条例制定について、議案第10号、矢掛町火入れに関する条例制定について、議案第11号、矢掛町振興計画基本構想の策定について、議案第12号、矢掛町過疎地域持続的発展市町村計画の策定について、議案第15号、権利の放棄について、第16号、権利の放棄について、議案第17号、令和7年度矢掛町一般会計補正予算（第8号）について、議案第18号、令和7年度矢掛町水道事業会計補正予算（第3号）について、議案第19号、令和7年度矢掛町地域開発事業特別会計補正予算（第2号）について、議案第21号、令和8年度矢掛町国民健康保険特別会計予算について、議案第22号、令和8年度矢掛町介護保険特別会計予算について、議案第23号、令和8年度矢掛町後期高齢者医療特別会計予算について、議案第24号、令和8年度矢掛町病院事業会計予算について、議案第25号、令和8年度矢掛町介護老人保健施設事業会計予算について、議案第26号、令和8年度矢掛町水道事業会計予算について、議案第27号、令和8年度矢掛町下水道事業会計予算について、議案第28号、令和8年度矢掛町地域開発事業特別会計予算について、議案第29号、令和8年度矢掛町各財産区特別会計予算については、それぞれ原案のとおり可決することに決しました。

次に、討論のあった議案の採決を行います。先ほど、反対賛成それぞれ討論がありましたので、議案第20号について、ただいまから起立による採決を行います。なお、採決にあたっては、案件を可とする原則に従って行います。

議案第20号、令和8年度矢掛町一般会計予算についての案件を可とする諸君の起立を求めます。

〔起立〕

**○議長（浅野 毅君）** 起立多数と認めます。御着席ください。よって、議案第 20 号、令和 8 年度矢掛町一般会計予算については、原案のとおり可決決定しました。

次に、討論のあった請願の採決を行います。先ほど、賛成反対それぞれ討論がありましたので、請願第 1 号について、ただいまから起立による採決を行います。なお、採決にあたっては、案件を採択とする原則に従って行います。

請願第 1 号、子育て支援の充実に関する請願の案件を採択とする諸君の起立を求めます。

〔起立少数〕

**○議長（浅野 毅君）** ありがとうございます。起立少数と認めます。御着席ください。よって、請願第 1 号、子育て支援の充実に関する請願については、不採択と決しました。

~~~~~

○議長（浅野 毅君） お諮りいたします。本定例会に付議されました案件の審議は、全て終了いたしました。会議規則第 7 条の規定により、本日をもって第 2 回矢掛町議会第 1 回定例会を閉会といたします。これに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浅野 毅君） 異議なしと認めます。よって、第 2 回矢掛町議会第 1 回定例会を閉会することに決しました。

閉会にあたり、町長から御挨拶があります。町長。

○町長（山岡 敦君） 閉会にあたりまして、一言御挨拶を申し上げます。

令和 8 年第 2 回矢掛町議会第 1 回定例会につきましては、15 日間の会期でありましたが、上程いたしました条例改正、補正予算案、新年度予算案など計 26 議案につきまして、慎重な御審議を賜り、それぞれ原案のとおり御決定をいただき、まことにありがとうございました。議案並びに一般質問などで賜りました議員の皆様全員の貴重な御意見や御提言につきましては、今後、十分検討させていただきたいと存じます。

今議会におきましては、骨格予算ではございますが、新年度予算案に対します御承認をいただきました。

同じく議決をいただきました第 7 次振興計画に基づき、実効性のある事業を継続的に推進し、町民憲章に掲げられた 5 つの理念を基本理念としたまちの将来像、進化を続けて成長するまちの実現に向け、5 つの基本目標と 6 つの視点に基づき、皆様の御協力を賜りながら、町民の皆様とそして、町行政とが一体となったまちづくりを推進してまいります。

なお、本年 5 月には町長・町議会議員の任期満了を迎えることとなりますので、今期におきましては最後の議会ということでございます。引き続き、立候補を予定されておられます議員の皆様におかれましては、今後の御健闘を御祈念申し上げます。そして、この場でまことに恐縮ではございますが、わたくし自身につきましても、引き続き町政を担当させていただきたく、次期に向けての所信を表明させていただきます。

現在の世界情勢は、非常に不安定な状況となっており、原油価格の上昇などによる物価の更なる高騰も懸念されるところです。国の動向や国際社会・経済の動向にも十分に注意をしながら町政の運営を行ってまいりますので、議員の皆様には引き続き、御支援御理解と御協力を賜りますよう、お願いを申し上げまして閉会の御挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（浅野 毅君） 以上をもちまして閉会といたします。なお、この後 10 時 45 分から議会全員協議会を開催いたしますので、議員の皆様には全員協議会室へ御参集ください。それでは皆さん、お疲れ様でした。閉会。

午前 10 時 26 分 閉会

地方自治法第 123 条第 2 項の規定によりここに署名する。

令和 年 月 日

矢掛町議会議長

矢掛町議会議員

矢掛町議会議員